

令和 6 年 9 月 13 日

各事業所等の代表者 様

一関市長 佐藤 善仁
一関地域公衆衛生組合連合会
会長 小坂 和廣

令和 6 年度秋の一斉清掃の実施について（お願い）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。各事業所等の皆様には、日頃の公衆衛生事業に対しまして、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和 6 年度秋の一斉清掃については、下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、御多用のところ大変恐縮ではありますが、貴事業所におかれましても、交通の安全を確保されたうえで、周辺の道路や街路樹まわり等の清掃に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 実施期日

令和 6 年 10 月 20 日（日） 午前 6 時から 小雨決行

※ 雨天時の実施の可否は行政区ごとの判断となります。

2 ごみの出し方

(1) 可燃ごみと不燃ごみに分け、透明な袋に入れてください。

（土はなるべく取り除いてください。土は回収しません。）

(2) 一斉清掃のごみは、各行政区が指定する「臨時ごみ集積所」に出してください。

(3) 事業所敷地内のごみは、事業所が責任をもって処理してください。

（事業所のごみは、集積所に出すことはできません。）

3 側溝の土砂上げ作業について

国から土砂の処理基準が示されていないことから、側溝の土砂上げは実施しません。

また、土砂が臨時ごみ集積所に出されても収集できません。

市道側溝が土砂等で閉塞して越水時に近隣の宅地などに被害が及びそうな箇所の堆積物の除去を希望する場合は、道路管理課（TEL 21-8523）に、ご相談いただきますようお願いいたします。

4 その他

- (1) 一斉当日に実施することが困難な場合は、前日までに実施してください。
- (2) 「臨時ごみ集積所」は 10 月 20 日（日）のみ収集します。それ以外に回収したごみは、各行政区に確認したうえ、通常の収集日にごみ集積所へ出してください。

【担当】

一関市市民環境部生活環境課

環境衛生係 主事 千葉

TEL：21-8341（直通）

FAX：21-2101